

行政評価の流れについて

実施方法等

① 一次評価（所管部局での評価）

所管部局より検証シートの提出及びヒアリングをもって実施する。

② 二次評価（行政評価委員会（市長公室長・総務部長・市民生活部長・アドバイザー（兵庫県立大学教授）））

一次評価の内容について、行政評価委員会にて検証シートに基づき、担当部局出席の上行う。

③ 外部評価（総合計画及び地域創生戦略委員会にて実施）

一次評価及び二次評価の内容について、総合計画及び地域創生戦略委員会にて、検証シートに基づき、担当部局出席の上行う。（戦略事業評価も兼ねる。H30～実施）

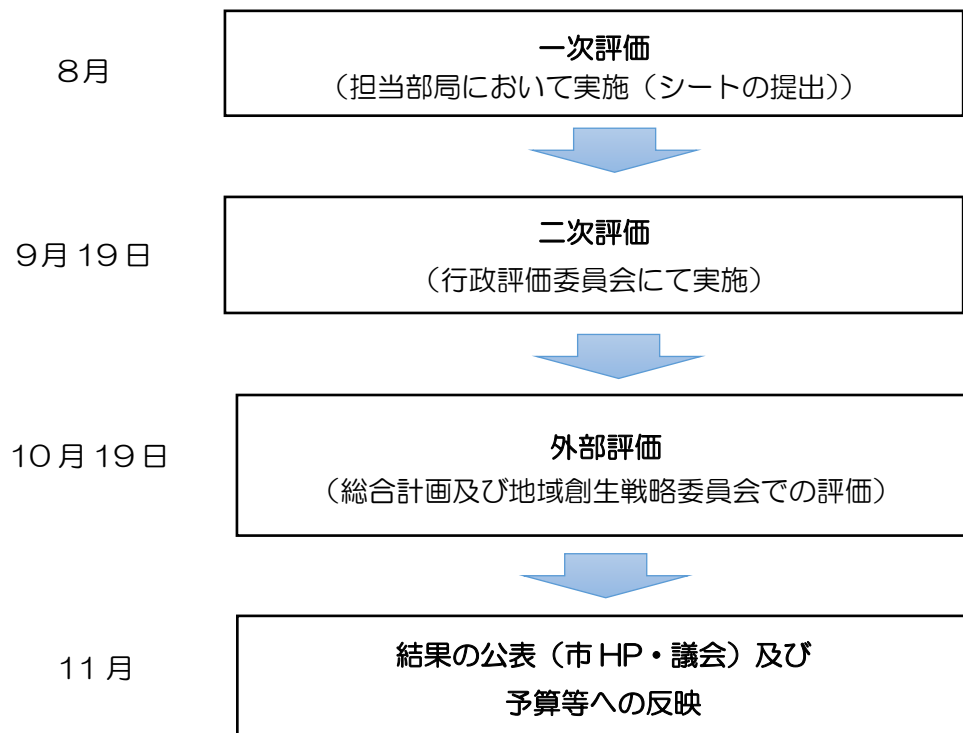
④ 評価する項目について

第2次総合計画後期基本計画及び第2次地域創生総合戦略に係る戦略事業

⑤ 公表等

※ 結果については、市HPでの公開及び議会への報告を行うとともに、次年度以降の予算編成等の資料とする。

行政評価のスケジュール



令和5年度行政評価対象事業

個別施策等	事業名
総合計画：シティプロモーションの推進 戦略：【まちの魅力】選ばれるまちづくり 【秘書政策課】	・営業部設置事業

※ 本市では「株さとゆめ」と連携し、市外の民間企業をターゲットに、本市でのワーケーション、企業研修誘致、市内企業とのマッチングなどにつなげる営業活動を行うため、営業部を設置したが、今年度が事業期間の最終年度（令和3年度から令和5年度）となることから、現状の成果や今後の展開について検証する。